

令和4年11月18日

見学・視察の受け入れについて

令和4年4月8日付けでお知らせしていました所内見学・視察の受け入れについて以下のとおり変更しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況により随時見直しを行います。

1. 受け入れの対象

- ・原則として以下の団体（グループ）とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、団体（グループ）の居住・所在地域によって受け入れの検討をさせていただくことがあります。このため余裕を持って事前にご相談ください。

- ①林業・木材産業関係
- ②教育関係機関
- ③行政機関 審議

2. 受け入れ手続き等

(1) 見学・視察申し込み

- ・所定の様式により見学日の2ヶ月前まで申し込みを行ってください。
※申込様式はホームページに掲載しています。
- ・受け入れが可能か確認した後、申込者へ連絡します。

(2) 受け入れ条件・対応

- ①受け入れる人数は1団体30人までとします。30人以上となる場合は別に検討させていただきます。
- ②「申込者または見学の代表者（以下、「代表者」と記載）」は見学者全員の名簿を当日まで提出してください。
※名簿の記載内容は別に連絡します。
- ③代表者は見学者全員の当日の健康状態を確認してください。
- ④見学者は全員不織布マスクを着用し、受付で検温と手指の消毒をしていただきます。
- ⑤見学者は研究所が用意する「秋田県版新型コロナウイルス安心システム」のQRコードを読み込んだうえで入館いただきます。
ただし、児童・生徒や携帯端末の性能等によりシステムに対応できない方は除きます。なお、対応できない方への罹患者発生等の情報提供は、代表者が責任を持って

行ってください。

- ⑥感染状況等によっては直前でも研修・見学を中止する場合があります。また、見学予定者の中に陽性者・濃厚接触者が発生した場合、直前でも研修・見学の受け入れを再検討しますので速やかに連絡してください。
- ⑦ワクチン接種や PCR 検査など、研修・見学に際して有効と判断されるものは各自でご対応ください。
- ⑧来館前の大人数での会食はお控え願います。

(3) 見学後の対応

- ・万が一、見学者が見学後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合、代表者は速やかに研究所へ連絡してください。

3. 見学・視察時の注意

- ①お互いの距離を1 m程度確保するよう務めてください。
 - ②お互いに近距離で声高に会話することは避けてください。
 - ③入室せず廊下等から説明する場合があります。
 - ④エレベーターの使用はできるだけ避けていただきます。
 - ⑤室内での説明・講義時は換気のため窓・ドアを開放することがあります。
- ※事前に注意事項を配布しますので御協力よろしく申し上げます。